

所得金額について

所得割の税額計算の基礎は所得金額です。この場合の所得の種類は、所得税と同様で、その金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引くことによって算定されます。

なお、住民税は前年中の所得を基準として計算されます。

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額－給与所得控除額又は特定支出控除額＝給与所得の金額
退職所得	退職金、一時恩給など	$(収入金額－退職所得控除額) \times 1/2$ ＝退職所得の金額
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
譲渡所得	財産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額
一時所得	クイズに当たった場合などに生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額
雑所得	公的年金等、原稿料など 他の所得に当てはまらない所得	次の(1)と(2)の合計額 (1)公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 (2)(1)を除く雑所得の収入金額－必要経費

※一時所得は、その所得金額の2分の1に相当する金額だけが課税対象となります。

※土地、建物、株式等の譲渡所得・山林所得及び退職所得等の分離課税所得については所得割の税額計算には含めず、他の所得と分離して計算します。

【分離課税分の所得割の税率】

区分			町民税	県民税
短期譲渡所得		一般所得分	5.4%	3.6%
		軽減所得分	3%	2%
長期譲渡所得	一般所得分		3%	2%
	特定所得分	2,000 万円以下の部分	2.4%	1.6%
		2,000 万円超の部分	3%	2%
	軽減所得分	6,000 万円以下の部分	2.4%	1.6%
		6,000 万円超の部分	3%	2%
先物取引所得			3%	2%
山林所得			6%	4%
株式等の譲渡所得		未公開分	3%	2%
		上場分	3%	2%
上場株式等の配当			3%	2%
退職所得			6%	4%